

議第17号「平成29年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、賛成できない理由を述べ、反対討論を行います。

昨年度は、未曾有の被害を生んだ熊本地震の発生から2年目の年でした。仮設・みなし仮設入居者も多く、長期化する復旧に、1日も早く元の生活が取り戻せるようにと、本格的な住いや生業の再建が求められた1年でした。

第1は、長引く熊本地震復旧に多くの被災者が、心身ともに疲れ、医療的なケアの必要性が高い中、9月末に被災者への医療費減免制度が打ち切られました。熊本県保険医協会が行った医師へのアンケートでは、46%の医師が制度終了後に受診抑制があると回答しました。私も日本共産党市議団が行ったアンケートにも、減免打ち切りによる受診抑制の実態が多数寄せられました。「大規模半壊で家の建てかえに蓄えを使い果たし、生活が厳しくなった。難病の持病があるが、医療費が高額なために、医療費減免終了後は従来どおりの受診はできていない」このような声を聞くと、早々に被災者への医療費減免を打ち切ったことは誤りであったと思わざるを得ません。仮設住宅自治会等からは、減免復活を求める要望が県へ提出されています。被災者の声に応え、後期高齢者医療広域連合としても、是非復活していただくよう要望致します。

第2に、保険料負担の問題です。特別会計の決算は、制度開始以来9年間、毎年黒字です。昨年度2017年度の決算剰余金は115億5500万円で、ここ数年130億円から150億円もの黒字を計上しています。一方で、この10年間に3回もの保険料改定が行われました。昨年度は料率改定こそなかったものの、質疑で指摘しましたように、制度開始以来行われてきた軽減特例の見直しによって3億8000万円もの保険料の負担増となりました。年金天引きの特別徴収で未納は発生しませんが、低年金の普通徴収の人に短期保険証を発行するなどのペナルティが課されていることは問題です。ペナルティの中止をお願いしておきます。また、払える保険料にするためには、毎年100億円を超えている決算剰余金を被保険者に還元し、保険料負担を軽減すべきです。実施を要望いたします。

また、前年の決算でも指摘しましたように、保険料の減免も、今のままではほとんど運用されません。適切に運用されていくよう、要綱の見直しをお願いします。

合わせて、高確法第69条及び高確法施行規則第33条の規定に基づき行われる医療費の一部負担金減免・免除については、過去3年間全く運用実績がないとのこと。適用の要件を見直し、医療費の支払いに困難を持つ方々へ適切に運用されていくよう、改善を要望しておきます。

第3に、保健事業費の執行率は89.4%と、前年度に比べ6.9ポイント上がりました。しかし、健康診査で14.75%、口腔健康審査で1.3%という受診率は改善が必

要です。健康診査では、被保険者が一番多い熊本市の県下最低の受診率7・36%の改善が必要です。早期発見早期治療は医療費低減にも繋がります。受診率向上のため、熊本市長である連合長の特段のご努力をお願いしておきます。

最後に、被保険者・保険者ともに、医療費の軽減となるジェネリック医薬品の利用促進もお願いしておきます。

今後、さらに高齢化が進む中で、後期高齢者医療制度は、ますます矛盾が大きくなるものと思われまます。すべての高齢者が生涯安心できる医療保障のために、被保険者の立場に立った抜本的な制度改善や広域連合への財政支援拡充など、国へもしっかりと要望していただくようお願いして、討論と致します。